

健感発 0422 第 3 号
令和 2 年 4 月 22 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について

新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営については、「新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について」（令和 2 年 2 月 6 日付け健感 0206 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「旧通知」という。）によりその開催方式や簡素化の方法について既に通知しているところですが、今般の感染の拡大の状況に鑑み、入院期間の延長に当たっても簡素化が可能であること等、新型コロナウイルス感染症に係る簡素化の方法について明確化し、下記により取り扱うこととしたので、その適切な運用をお願いします。

<参考：本通知の概要>

- ・ 旧通知によりお示しした協議会の運営の簡素化（①テレビ会議、②持ち回り、③委員長の了承を得た上での事後開催）は、入院期間の延長の場合でも可能なものであること。
- ・ 委員長の了承を得た上での事後開催は、実務上可能な範囲で速やかに開催することで差し支えなく、当該患者の退院後に開催することも認められること。
- ・ 入院の勧告について協議会に意見聴取を行う際に、退院基準に該当するまでの間の入院期間の延長を含めて協議会の意見聴取を行うことで、入院期間の延長を行うに当たって改めて協議会を開催しないこととすることができること。

なお、旧通知は、本日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 協議会の開催方式を簡素化できる場合

法^(※)第20条第1項の規定による勧告（以下「入院勧告」という。）及び同条第4項の規定による入院の期間の延長（以下「入院期間の延長」という。）については、検査結果等の客観的な事実や感染症のまん延を防止する必要性に照らしてその必要性が適切に判断されるべきものであるが、その上で、協議会への意見聴取についても、人権の尊重の観点から、同条第5項の規定に基づき実施する必要がある。

ただし、新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）の発生数に照らして、上記の協議会を開催することが実務上困難となる地域においては、次の要件をいずれも満たした場合、協議会への意見聴取の手続を2で示すような方法で簡素化して差し支えない。

- ① 入院勧告により入院すること又は入院期間の延長について、診査の対象となる新型コロナウイルス感染症の患者の同意が得られていること。
- ② 意見聴取の手続を簡素化することについて、あらかじめ協議会（新型コロナウイルス感染症の患者の入院の診査を担当する部会を設けている場合には、当該部会。以下同じ。）の委員間において申し合わせがなされていること。

※ この通知において「法」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいう。

2 協議会の開催方式の簡素化の方法

- (1) ①テレビ会議、②持ち回り、③委員長の了承を得た上での事後開催による簡素化が可能であること

1の場合において、入院勧告及び入院期間の延長についての協議会への意見聴取は、次のような方法をもって行うこととして差し支えない。

- ① テレビ電話会議等による一堂に会さない遠隔地での合議・議決を行う方法
- ② 持ち回り決裁等により、各委員の判断を経て議決を行う方法
- ③ 入院勧告又は入院期間の延長について協議会の委員長（委員長が医師でない場合にあつては、医師1人）による了承を得た上で、その後最初に開催する協議会において改めて診査を行う方法。なお、当該最初に開催する協議会については、当該患者の退院後に開催することを含め、当該地域における新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の状況に照らして協議会を開催することが実務上可能な範囲で、事後的に速やかに開催することで差し支えない

(具体的には、予め時間を確保した上で、1月に1回程度、定期的を開催することとするとも認められる)。

(2)入院期間の延長を行うに当たって改めて協議会を開催しないこととすることができること

また、入院勧告について協議会に意見聴取を行う際、その対象となる患者について、退院基準^(※)に該当するまでの間、入院期間の延長を行うことについて、予め併せて意見聴取を行うことで、入院期間の延長に当たって改めて協議会を開催しないこととすることができる。

ただし、当該患者又はその保護者から、法第22条第2項の規定による退院の求めがなされた場合、その求めがなされて以降に当該延長を行うときは、改めて協議会への意見聴取を行うものとする。なお、この予め併せて行う意見聴取・改めて行う意見聴取のいずれも、(1)の①から③までの方法で差し支えない。

※ 退院基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」(令和2年2月3日付け健感発0203第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)第1においてお示ししており、発出日時点では令和2年4月2日付けの改正後のものが最新である。

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、法第26条において準用される法第22条の「症状が消失したこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

また、無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

※ なお、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について」(令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の「4. 医療提供体制(入院医療提供体制)、(2) 状況の進展に応じて講じていくべき施策②」で示した対策の移行が行われている地域においては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊

療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)を参照すること。

以下の場合には入院勧告の対象とならず、PCR検査は必要とせず、退院し、宿泊療養又は自宅療養を行うこととなる。

- ・無症状病原体保有者及び軽症患者(軽症者等)で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者であって、
- ・原則①から④までのいずれにも該当せず、帰国者・接触者外来又は現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者

- ① 高齢者
- ② 基礎疾患がある者(糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等)
- ③ 免疫抑制状態である者(免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者)
- ④ 妊娠している者

3 その他

法第18条第1項の規定による就業制限の通知については、同条第4項本文の規定により協議会の意見を聴取することとされているが、同条第5項の規定により緊急を要する場合で、あらかじめ、協議会の意見を聴くいとまがないときは、通知後速やかに、その内容を協議会に報告することとされている。当該報告についても、2(1)③の最初に開催する協議会等において、一括して報告することとして差し支えない。